平成２３年（フ）第２７２８号
東京都足立区千住関屋町17―42―809
破産者　中林　哲臣
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３００８号
埼玉県川口市戸塚東３丁目26―21
破産者　田口　葉子（旧姓野辺）
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３１１号
千葉県市川市宮久保２丁目25―16―201
破産者　古崎　正美
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３２９号
東京都中央区勝どき１丁目５－１―1808
破産者　湯川　豊子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５８７号
東京都千代田区一番町22―７―407、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町みずほ台３丁目10―12―101
破産者　矢代　信行
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５８８号
千葉県印西市戸神台２丁目１－２―309
破産者　廣川　哲朗
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８０号
東京都中野区中野５―51―16―603、住民票上の住所東京都千代田区一番町19―604
破産者　中野　　治
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８１９号
東京都足立区西新井４丁目27―21―207
破産者　草野　安子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８２４号
神奈川県横浜市緑区北八朔町1938―44　緑台コーポ１－Ｂ号
破産者　奥平　英弘
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８３３号
千葉県千葉市中央区弁天１丁目30―１―106
破産者　山口　博一
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８４９号
東京都立川市幸町２―23―９　前田道路株式会社内305、住民票上の住所山形県酒田市船場町１丁目８―25―５
破産者　臼井　洋治
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４１号
千葉県船橋市湊町３丁目７―24
破産者　鈴木清四郎
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４６号
東京都大田区池上３丁目31―３―101
破産者　上條　恭司
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４８号
東京都大田区萩中２丁目６―11
破産者　高杉　太郎
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５４号
千葉県香取市鴇崎628―１
破産者　宇佐美光宏
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０６４号
東京都青梅市藤橋１―408―１　藤橋第１―139、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1172―30
破産者　鈴木　知徳
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０９０号
東京都文京区大塚４丁目24―１―302
破産者　先岡　義雄
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１１８号
東京都足立区千住緑町１丁目16―１―202
破産者　三角登志雄
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１３０号
東京都町田市金森681　都営金森第２アパート３―107
破産者　柏木　美江
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１４５号
埼玉県所沢市大字山口165―５―１―106
破産者　櫻井　淳二
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１４７号
東京都西東京市栄町３丁目７―13―303
破産者　太田　雄三
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部